

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、伊豆半島の西部に位置し、変化に富むリアス式海岸と天城連山に囲まれ、黒潮の恵みと夕陽などの素晴らしい自然環境や、長い歴史に育まれた文化・伝統芸能など、多くの資源であふれる町である。

総面積は105.54 km²、うち89%は森林で占められ、人口は、仁科、田子、安良里、宇久須地区とも海岸部の比較的平坦部の多い地区に集中しており、全町的に半島振興対策実施地域となっている。

平成17年の合併当時、10,372人（平成17年国勢調査）であった人口は、11年が経過した現在、8,234人（平成27年国勢調査）で、高齢化率は静岡県下で最も高い46.8%となっている。年齢階層別（平成27年国勢調査）を見ると、0歳から14歳（年少人口）が8.1%、15歳から64歳（生産年齢人口）が44.5%、65歳以上（高齢人口）が47.4%であり、特に生産年齢人口のうち、15歳から29歳の増減率は、平成17年から平成22年までの5年間で21.8%の減となるなど、少子高齢化の傾向が一層顕著に表れている。将来の人口予測に関しても、平成28年3月に策定した「西伊豆町まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」では、2040年（令和22年）の人口が4,500人程度と、大きく減少することを見込んでおり、今後も厳しい状況が続くことが想定される。

また、本町における産業別就業人口比率を見ると、昭和35年は就業人口の半数以上（55.2%）が第1次産業を中心としていたが、昭和45年には第3次産業就業者が第1次産業就業者を上回り、産業構造に大きな変化を見せた。平成27年の国勢調査における産業別就業人口比率を見ても、第1次産業5.2%、第2次産業が18.9%、第3次産業が75.8%となっており、第3次産業の比率が非常に高くなっている。そのような中、静岡県内の有効求人倍率が令和3年3月現在で1.01倍（季節調整値）となるなど、中小企業を中心にして人手不足・労働力不足が深刻な状態となっている。少子高齢化・人口減少が続く中今後の中小企業の振興にあたっては労働生産性を高めていくことが重要でありそのためには、老朽化している設備の更新を図ることにより、効率的な生産・販売体制を整え、競争力を高めていく必要が有る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間内において合計6件（年間2件）の先

端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針にあるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町においては各産業が幅広く立地し経済活動を行っていることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者の幅広い取組を支援するため、対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内の産業は、多様な業種の中小企業及び小規模企業で占めており、それら企業の振興を図ることが生産性の向上にも繋がるため、本計画の対象業種は全ての業種を対象とし、本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意の日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際しては、雇用の確保・安定に配慮するものとし、人員削減を伴う先端設備等導入計画については、認定の対象としないこととする。

また、公序良俗に反する場合や、反社会的勢力との関係が認められる場合についても、認定の対象としないこととする。

さらにまた、納期の到来した町税に未納がある場合についても、認定の対象としないこととする。